

森林整備保全事業工事標準仕様書の制定について（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知）  
一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<b>第 1 編 共通編</b>	<b>第 1 編 共通編</b>
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 節 総則	第 1 節 総則
1-1-1-1～1-1-1-34 (略)	1-1-1-1～1-1-1-34 (略)
1-1-1-35 環境対策及び木材利用	1-1-1-35 環境対策及び木材利用
1～8 (略)	1～8 (略)
9. 特定調達品目等	9. 特定調達品目等
(1) 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 6 条の規定に基づく「環境部品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。	(1) 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 6 条の規定に基づく「環境部品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。
(2) 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。また、「グリーン購入法」及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、重点的に調達を推進すべき環境物品等として定められている間伐材又はその伐採に当たって生産された国の森林に関する法令に照らして合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとする。	(2) 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。また、「グリーン購入法」及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、重点的に調達を推進すべき環境物品等として定められている間伐材又はその伐採に当たって生産された国の森林に関する法令に照らして合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとする。
<u>(3) 受注者は使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。</u>	(新設)
<u>10. エネルギーの節減</u> <u>受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。</u>	(新設)
1-1-1-36～1-1-1-38 (略)	1-1-1-36～1-1-1-38 (略)
1-1-1-39 諸法令の遵守	1-1-1-39 諸法令の遵守
1. 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。	1. 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。
(1)～(83) (略)	(1)～(83) (略)
<u>(84) 宅地造成及び特定盛土等規制法</u> (昭和 36 年法律第 191 号)	(新設)
<u>(85) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</u> (平成 4 年法律第 75 号)	(新設)
<u>(86) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成 14 年法律第 88 号)	(新設)
<u>(87) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律</u> (平成 16 年法律第 78 号)	(新設)
<u>(88) エコツアーリズム推進法</u> (平成 19 年法律第 105 号)	(新設)
<u>(89) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律</u> (平成 28 年法律第 48 号)	(新設)
<u>(90) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律</u> (令和 4 年法律第 37 号)	(新設)
2・3 (略)	2・3 (略)
1-1-1-40～1-1-1-48 (略)	1-1-1-40～1-1-1-48 (略)

### 第3編 森林土木工事共通編

#### 第1章 総則

##### 第1節 総則

3-1-1-1～3-1-1-6 (略)

3-1-1-7 工事完成図書の納品

1～4 (略)

##### 5. 地盤情報の取扱い

受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示され、電子納品ガイドラインに基づいて電子成果品を納品することになった場合は、地質調査業務標準仕様書の第1118条 成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。

3-1-1-8～3-1-1-13 (略)

第2章～第4章 (略)

### 第3編 森林土木工事共通編

#### 第1章 総則

##### 第1節 総則

3-1-1-1～3-1-1-3 (略)

3-1-1-7 工事完成図書の納品

1～4 (略)

(新設)

3-1-1-8～3-1-1-13 (略)

第2章～第4章 (略)

第6編 林道

第1章 (略)

第2章 舗装  
第1節～第3節 (略)

第4節 舗装工  
6-2-4-1～6-2-4-7 (略)

6-2-4-8 鉄鋼スラグ路盤工

受注者は、混合スラグ材（鉄鋼スラグと高炉水砕スラグを混合した路盤材）を用いた路盤工を施工する場合は、設計図面によるほか、それぞれの製品及び資材等の特徴に応じ、施工しなければならない。

第5節～第8節 (略)

第3章～第10章 (略)

第6編 林道

第1章 (略)

第2章 舗装  
第1節～第3節 (略)

第4節 舗装工  
6-2-4-1～6-2-4-7 (略)

(新設)

第5節～第8節 (略)

第3章～第10章 (略)

附 則 この通知は、令和6年4月1日から適用する。